



2022年2月28日

各 位

上場会社名 コーユーレンティア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅木 孝治  
(コード：7081、東証 JASDAQ)  
問合せ先 I R 広報室長 馬場 正規  
(TEL. 03-6478-9724)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年2月14日付の適時開示資料「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

定款の本文につきまして、記載に誤りがありましたので訂正するものであります。

2. 訂正内容

訂正の内容は、別紙をご参照下さい。訂正箇所は下線を付して表示しております。

(別紙)

(訂正前)

現行定款	変更案
<p data-bbox="320 353 539 385">第2章 株主総会</p> <p data-bbox="108 405 766 481">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="92 501 766 768"><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="379 835 480 866">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="379 1312 480 1344">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="1034 353 1252 385">第2章 株主総会</p> <p data-bbox="1090 405 1190 436">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="836 882 1046 913">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="820 934 1465 1055"><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="879 1075 1465 1294">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="836 1361 911 1393">(附則)</p> <p data-bbox="826 1413 1465 1962">1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="826 1697 1465 1818">2. 前項の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="826 1839 1465 1960">3. 本附則は、<u>施行日</u>から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株主総会</p> <p><u>第18条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>第18条</u> (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1. 現行定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第18条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日</u>から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、<u>2022年9月1日</u>から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上